

平成28年第6回(12月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成28年12月12日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

平成28年12月12日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第 55号 | 川南町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第 56号 | 川南町農業委員会の委員等定数条例を定めるについて |
| 日程第3 | 議案第 57号 | 川南町農業委員会の委員等選考委員会設置条例を定めるについて |
| 日程第4 | 議案第 58号 | 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 59号 | 川南町税条例等の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 60号 | 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 61号 | 川南町保健センター条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 62号 | 平成28年度川南町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第9 | 議案第 63号 | 平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第 64号 | 平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第 65号 | 平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第 66号 | 平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 請願第 2号 | 「年金削減の中止を求める意見書」の採択を求める請願 |
| 日程第15 | 請願第 3号 | 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書提出に関する請願書 |
| 日程第16 | 請願第 4号 | 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の請願 |
| 日程第17 | 請願第 5号 | 国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の請願 |
| 日程第18 | 発議第 7号 | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について |
| 日程第19 | 議員派遣の件 | について |

日程第20 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 裕嗣 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開議

- 議長(川上 昇君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時01分休憩

午前10時05分再開

- 議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、児玉助壽君から発言の申し出がありましたので児玉助壽君に発言を許します。

- 議員(児玉 助壽君) 先日、あの12月7日の議案質疑に係る問題で、議案第60号の川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についての質疑の中でですね、住宅の建設費が1900万円ぐらいと言いましたけど。担当課に確認しましたところ、記憶違いであった事が判明しましたので、改めて訂正しお詫びいたします。正しくは1戸1180万円の建設費でありました。記憶違いであったことを訂正しお詫びします。申し訳ありませんでした。

- 議長(川上 昇君) 日程第1、議案第55号川南町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を定めるについてを議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

- 総務厚生常任委員長(税田 榮君) 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過並びに結果について御報告致します。担当課職員の出席を求め委員全員で本案に対する説明を受け慎重に審議・審査を行いました。

議案第55号、川南町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を定めるについて。

この議案は、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件並びに報酬及び費用弁償の額を新たに定めるものです。具体的には、現在の臨時的任用職員等の報酬等の処遇を改善し、当該職員の安定的な雇用を図って行くものとの説明でした。審議の中では、単純に安上がりな制度制定ならば、やる気の減退等に繋がるなどの懸念が心配されるので、そうならないように注意してほしい、また町長公用車の運転手が、業務とは言え長時間拘束されることのないよう適正に運用してほしい、などの意見が出されました。

審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

- 議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第55号、川南町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

従って、議案第55号、川南町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第56号川南町農業委員会の委員等定数条例を定めるについて、日程第3、議案第57号川南町農業委員会の委員等選考委員会設置条例を定めるについて、以上、2議案を一括議題とします。

本2議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(内藤 逸子君) 議案第56号、57号については、農業委員会に関する法律が平成28年4月1日に施行されたことによるものです。農業委員の定数が16人から半数の9人となるが推進委員が新たに9人配置され、18人で連携して今までと同じような形で行う。担当区域も16人から18人となり、一人当たりの面積は平等に行うので現在より狭くなります。農業委員は、委員会としての決定行為、すなわち意思決定権をもち、総会においての採決権を持ちます。農地利用適正化推進委員の配置が新設され、推進委員と呼ばれ、農業委員と連携して活動を効果的に行う推進委員の発言は総会でできますが、採決権はありません。推進委員の報酬は現行農業委員と同額の5万2000円です。現在、月平均9日間ほど農業委員会の仕事をしています。議案第57号では、同じく法律が変わったことにより、新たに農業委員等の選考委員会を設置するものです。「法で決められたとはいえ、同じ仕事をやるのに農業委員と推進委員とになぜ区分するのか」「二人一組で組んで行っても良いのではないか」との意見がありました。

文教産業常任委員会に付託されました2つの議案については全員賛成で可決であります。

以上、報告を致します。

○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第56号、川南町農業委員会の……。〔議長、内藤逸子。ちょっと説明。訂正します。〕という声あり)

○文教産業常任委員長(内藤 逸子君) 農業委員の、あの推進委員の報酬は現行農業委員と同額の5万2000円言いましたけど、月額5万2000円という、月額を入れてほしいんですが、すいません。

○議長(川上 昇君) 質疑はなかったですね。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第56号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第56号川南町農業委員会の委員等定数条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号川南町農業委員会の委員等選考委員会設置条例を定めるについて、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第57号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 57 号川南町農業委員会の委員等選考委員会設置条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 58 号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 議案第 58 号 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、御報告申し上げます。

この議案は、職員が育児や家族介護を行いやすくするため、同条例に早出遅出勤務とその取扱いについて規定するとともに、超過勤務に関する制限を行う条項を追加するものです。この改正は、子育て育児の充実や超高齢化社会の現状などを鑑みた、いわば時代の要請を背景に改正されるものとの説明がありました。意見としては、育児や介護休暇が取り易くなるのであれば好ましい改正である、などが出されました。

審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

議案第 58 号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 58 号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第58号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第59号川南町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(税田 榮君) 議案第59号、川南町税条例等の一部改正について、御報告申し上げます。

この議案は、地方税法及び所得税法の改正に伴い、当条例の一部を改正するものです。要約すると5つの改正がありました。一点目は、法人町民税の法人税割の税率引き下げの改正。二点目が自動車取得税廃止時期に合わせて、軽自動車税に環境性能割を新設し、現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更するなどの整備及び軽自動車税のグリーン化特例を一年延長する改正。三点目が特定一般医薬品を購入した場合の医療費控除の特例の新設等。四点目が、所得税法の一部改正として、外国居住者等が有する特例適用利子等に係る所得に対し、町民税で当該所得を分離課税、最後に住民税の延滞金計算の見直しを行うとの説明でした。

審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。報告終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

議案第59号川南町税条例等の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第59号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第59号川南町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第60号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とし

ます。

本議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(内藤 逸子君) 議案第60号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、ひばりが丘住宅二の家賃を4万円から3万5000円に引き下げるものです。建設から10年経って27年11月頃より持ち家を新築しての退去や家賃が高すぎる等で空き家が出はじめ現在6戸が空き家です。1戸1180万円の建設費です。もともと10年で見直しは考えていました。4月1日からの実施で公募は早めに行います。

町営住宅は、住宅困窮者のためのものであるが、近年、社会意識や環境状況の変化で、課を超えた連携を持ち定住促進等の政策を考えてほしいとの意見がありました。現地調査で間取りについて日当たりや玄関の位置、土地の利用について、使いやすい工夫がほしかった等の意見がありました。全員賛成で可決であります。御報告終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

議案第60号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第60号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第60号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第61号川南町保健センター条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(税田 榮君) 議案第61号川南町保健センター条例の一部改正について、御報告申し上げます。

この議案は、平成29年4月から保健センターの機能訓練室等の有効活用を図るために、その利用に関し必要事項を追加するため条例の一部を改正するものです。

審議の中で、①利用は町民なら誰でも大丈夫なのか。②古くなったトレーニング器具の全部撤去をきっかけにした今回の整備活用ではなく、新たにトレーニング器具を更新することは想定しなかったのか。③近年、健康に関する器具や食品など健康維持、増進の需要が大きいため、そのような番組が多く放送されている状況等を考えると、今回の改正等に若干の疑問が残る。④新たに休日等の利用を認める改正のため、盗難防止等にも注意を払うように、などの意見が出されました。

審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。報告終了です。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

議案第61号川南町保健センター条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第61号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第61号川南町保健センター条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第62号平成28年度川南町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 議案第62号平成28年度川南町一般会計補正予算（第4号）について、関係課ごとに主だった内容を御報告申し上げます。

総務課関係では、2款1項6目企画費11節需用費・消耗品費、1億5082万7000円の積算等が不透明ではないかとの意見が出されましたが、その後、詳細な資料が提出及び説明さ

れた承されました。同時に、本町における「ふるさと納税」の利益的な割合は、25%ほどとの説明があり、思った以上に難しい事業であるとの意見が出されました。なお、高鍋高校ラグビー部補助金についての異議はありませんでしたが、今後の支出の方法・手段として、社会人も含めた全国大会等出場への新しい要綱を整備する旨の説明がありました。

まちづくり課関係では、6つの自治公民館が使用している青色パトロールカーの車検等に伴う予算の計上と共に、防火水槽の撤去と、防災無線の個別受信機修繕を含む消防施設費の予算計上でした。審議の中で、防火水槽の撤去は地域住民の強い要望であることから、同予算が可決したら早急に執行してほしい、同時に同撤去に対して関係法令の確認を確実に行うように、との意見が出されました。また、防災無線の老朽化等対策の説明もあり、抜本的な改革等の検討が急務であるとの意見が出されました。

税務課は、歳入と歳出ともに予算が計上されました。歳入では、口蹄疫発生から約6年が経過する中で、農業の生産力等も向上している状況のため、町民税普通徴収の増額を見込んでいる、同時に企業等による雇用も順調のため、同税特別徴収分の増額も見通せる状況である等の説明がありました。審議の中では、差押え等徴収部門の功績等も評価されました。

福祉課関係では、歳出の年金生活者等支援臨時給付金が1278万円と大きな減額がありましたがその説明で、平成27年度に実施された同給付金の対象者への通知は可能なのだが、それ以外の新しい対象者への周知は、国が示すガイドラインに基づき困難であることが大きな要因だと考える。一方で、当該給付金の受給を自主的に辞退する方々も減額の対象に含まれている、との見解が報告されました。

審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長(川上 昇君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(内藤 逸子君) 議案第62号、平成28年度川南町一般会計補正予算(第4号)については、歳入歳出予算の総額に4億2767万3000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4590万8000円とするものです。

文教産業常任委員会に付託された主なものでは、産業推進課関係は、産業推進課で管理している公用車の修理費10万円、村上牧場の水の検査1回分6,000円、牛の導入補助18頭分132万円です。口蹄疫の復興対策の第二次分28年度までですが、今後も継続してほしいとの意見がありました。

建設課関係は、台風16号の被害を受けた白鬚地区の河川法面補修工事200万円。鬼ヶ久保・十文字線道路改良工事2800万円。町営住宅修繕費300万円は3月までに入退去が予想されるためのものです。工事請負費450万円は番野地住宅の屋根の雨漏り防止を行うものです。農地課関係は、28年9月の台風16号によるもの1370万円。現地調査は大内、八幡、井手の上と、御池、高森地区配水工事400万円を確認しました。

教育課関係は、生涯学習センターのエアコン取り換え、平成29年度児童用机・椅子135

脚分は東小学校を除く多賀、川南、山本、通山の小学校に購入します。陸上競技場階段手すり設置工事100万円については、4カ所の階段の片側端にする予定との説明に、中央につけるべきとの要望意見がありました。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

以上、報告いたします。

○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

議案第62号平成28年度川南町一般会計補正予算(第4号)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第62号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第62号平成28年度川南町一般会計補正予算(第4号)は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第63号平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第10、議案第64号平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第11、議案第65号平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第12、議案第66号平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上、4議案を一括議題とします。

本4議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(税田 榮君) 議案第65号、平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、御報告申し上げます。

この議案は、審査の結果討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第66号平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、御報告申し上げます。

この議案は、審査の結果討論はなく、全員賛成で可決です。報告終わります。

○議長(川上 昇君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(内藤 逸子君) 議案第63号、平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出530万円をそれぞれ追加し、予算の総額を4050万円とするものです。これは第1中継ポンプ場非常用発電機の更新工事を25年経っていることから行うものです。この非常用発電機は毎月点検されています。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第64号、平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出それぞれ349万8000円を追加し、予算の総額を1億2992万円とするものです。これは川南浄化センターフェンス復旧工事の不足分とシルバー人材センター横のカギ型の土地の購入費17万6000円です。浄化センターの平田川土手の工事が完了したのでフェンス全体の工事を行うものです。「工事請負業者は町内業者なのか」の問いには、町内業者とのことです。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で、文教産業常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第63号平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第63号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

従って、議案第63号平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)に

については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第64号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第64号平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第65号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第65号平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第66号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第66号平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に児玉助壽君及び内藤逸子君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

児玉助壽君及び内藤逸子君、開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち「賛成」12票、「反対」0票

以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、同意第1号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第14、請願第2号年金削減の中止を求める意見書の採択を求める請願についてを議題とします。

本請願は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(税田 榮君) 総務厚生常任委員会に付託されました請願について、審査の経過並びに結果について御報告致します。

請願第2号年金削減中止の意見書を求める請願への審査経過並びに結果について御報告します。9月定例会からの継続審査でありました当請願への審査の意見で、内容の趣旨は十分に理解できるが、生産年齢世代及び次世代への将来負担等を考えると、請願の主張を全面的に承知できない、などの意見が出されました。

審査の結果、全員反対で不採択です。以上報告を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終ります。ただ今の委員長報告は、不採択であります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

請願第2号年金削減の中止を求める意見書の採択を求める請願について、討論を行います。

まず、本請願に賛成者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 「年金削減の中止を求める意見書」の採択を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。年金支給額を抑制する新たな仕組みを盛り込んだ「国民年金制度改革法案」は、12月2日から参議院本会議で審議入りし、与党は参議院厚生労働委員会で審議を本格化させ、国会会期末の14日の本会議で成立させる方針とされています。暮らしに大きな影響を与えるにもかかわらず、国民へ理解を求める説明も不十分です。これを象徴しているのが安倍晋三首相の「私が述べることを全く御理解いただいていないようであれば、こんな議論を何時間やっても同じですよ。」との答弁です。高齢者の不安や疑問に向き合った態度ではありません。年金は、高齢者世帯の年収の7割を占め、それだけで暮らす世帯は6割近くに及ぶなど高齢者の生活を支える重要な収入となっています。法案の柱は二つ、支給額の改定ルールを見直し、現役世代の賃金が下落した場合には年金も必ず減額する。少子高齢化の進展に合わせ、支給額の伸びを毎年約1%ずつ抑える年金カットを強行すれば、高齢者の個人消費が落ち込み、内需不振による景気低迷をもたらし、賃金の低迷を招き、年金の保険料収入にも影響を与え、悪循環の引き金になります。年金だけで暮らす高齢者にとっては厳しい内容です。これで高齢者が生活できる持続可能な年金制度になるのもし

ようか。厚生労働省によると、2014年度の国民年金の平均年金の月額が5万4497円。この金額で家賃や生活費を賄うのは困難です。全ての人々が老後も安心して暮らせるような「最低保障年金」の議論も必要ではないでしょうか。この先30年間、年金を下げ続けることが見込まれています。私の同級生も「本来なら定年を過ぎて仕事を辞めたいけれども、年金だけでは食べていけないので、働けるうちは働くわ。」と言っています。元気なうちは働いて頑張っています。ささやかな希望である年金の削減をしないよう川南町議会として意見書の提出を求めまして賛成討論とします。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

これで討論を終わります。

これから請願第2号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は、起立願います。

起立少数であります。

従って、請願第2号年金削減の中止を求める意見書の採択を求める請願は、不採択されました。

日程第15、請願第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書提出に関する請願を議題とします。

本請願は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(税田 榮君) 請願第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書提出の請願への審査経過並びに結果について御報告します。

審査の中で、今後10年を経ずして団塊世代の全てが後期高齢者となるなど超高齢化社会に入る。請願の趣旨は相当部分理解できるが、このような中で、持続可能な当該医療制度の維持を図るためにも請願の主張を全面的に承知できない、などの意見が出されました。

審査の結果、全員反対で不採択です。以上、報告を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告は、不採択であります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書提出に関する請願について、討論を行います。

まず、本請願に賛成者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 請願第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書提出に関する請願への賛成討論を行います。安倍政権は2017年4月から、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度について、低所得者の保険料を最大9割軽減している特例措置(特例軽減)を段階的に廃止しようとしています。75歳以上の6割近い916万人が対象で、保険料は2~10倍に跳ね上がります。低所得者を狙い撃ちにした大負担増です。

後期高齢者医療制度は、同制度の導入を担当した厚労省の担当者が、「医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらう。」と述べたように、高齢者を囲い込んで負担増と差別医療を押し付ける制度です。「まるで、うば捨て山だ。」と怒りの世論が広がる中、2008年4月の導入時に設けざるを得なかった保険料の「特例軽減」であり、最大7割の軽減措置をさらに最大9割まで軽減しています。

安倍政権はこの特例軽減を「現役世代との負担の公平化」の名で廃止し、「急激な負担増となる者には激変緩和措置を講ずる」としています。

特例軽減が廃止されれば、年金が月6万6000円以上14万円以下の人(夫婦2人世帯の夫)は、保険料の軽減がこれまでの8.5割から7割に下がります。保険料は2倍になります。月6万6000円以下の人には9割から7割軽減になり、保険料は3倍に増えます。

後期高齢者になるまで健康保険や共済の扶養家族だった場合、軽減が9割から5割になる人の保険料は5倍化。3年目から全額負担になって、保険料が10倍以上跳ね上がる人まで出てきます。

特例軽減に充てられている国費は年945億円です。政府は17年度予算で、社会保障費の自然増を5000億円に抑え込むため、特例廃止を標的にしています。

すでに保険料は4回も値上げされ、16年度の月平均保険料は5,659円です。低年金に加え、消費税増税やアベノミクス下の物価上昇も生活を圧迫。保険料を払えない高齢者は約24万人(15年度)と高止まりしています。

滞納を理由に保険証が取り上げられ、有効期間が短い短期証になった人は約2万5000人と増加傾向です。継続的に医療にかかれなく事態が広がっています。

後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告(平成26年度)から、後期高齢者の年金収入の平均は127万円で、基礎年金満額の80万円以下が4割を占めています。こうした低所得の高齢者への大幅な負担増は高齢者の生きる力を削いでしまうことにもなりかねません。

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、平成27年11月12日に「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料軽減特例措置については、高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、激変緩和措置を講ずること。」を求めています。

また、宮崎県議会においても、平成28年9月23日に「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書」を採択しております。

低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を強く要望する本請願の採択に賛成します。以上、賛成討論といたします。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

これで討論を終わります。

これから請願第3号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は、起立願います。

起立少数であります。

従って、請願第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書提出に関する請願の採択を求める請願は、不採択されました。

日程第16、請願第4号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の請願を議題とします。

本請願は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(税田 榮君) 請願第4号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の請願への審査経過並びに結果について御報告します。

審査の中で、請願3号の報告でも申し上げたように、制度の持続性を高める観点等からも、請願の主張を全面的に承知できない、などの意見が出されました。

審査の結果、全員反対で不採択です。以上報告を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告は、不採択であります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第4号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の請願について討論を行います。

まず、本請願に賛成者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 請願第4号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の請願への賛成討論をいたします。安倍政権が進める介護保険改悪で、軽度者への生活援助や福祉用具貸与などの公的サービス利用の縮減や負担増を迫る動きに対して、介護現場で働く人たちから異論と批判が相次いでいます。政府が狙う改悪が実行されれば、必要な介護サービスから高齢者が締め出され重症化が進行しかねないという危機感の表明です。

介護する家族など担い手の負担がさらに重くなることに懸念と不安も広がります。安倍政権は、介護を専門的に担う最前線からの訴えをどう受け止めるのか。国民の声を無視した改悪は許されません。

安倍政権は2018年度の介護保険制度の大幅な改変に向け、今年度末までに結論を出すため、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会での議論を加速しています。

大きな焦点の一つになっているのが、軽度者が利用する介護サービスを保険給付の対象から除外する問題です。要介護1、同2の人のホームヘルパーによる掃除、調理、買い物などの生活援助やデイサービスを保険給付の対象外にすることや、要介護2以下が使う車いすや手すりなどの福祉用具貸与を全額自己負担にすることが主な検討項目にされています。要介護2以下は要支援・要介護認定を受けた人たちの65%を超えます。これほどの人が保険給付をまともに受けられなくなることは深刻です。

厚労省は生活援助を保険から外す口実に「知識、技術をそれほど有しない者でもできる」などと言いますが、介護の実態とかけ離れた議論です。いち早く批判の声を上げた日本ホームヘルパー協会は「初期段階における専門性の高い生活援助サービスの提供こそが重要」と強調します。利用者の気力の衰えの回復や交流不足を補い、体の状態の維持・改善、悪化の防止にもつながり、わずかな支援で、高齢者が自分らしく暮らす期間を長くすることができるからです。

軽度者の生活支援を保険給付から外し、専門的支援を受けることを困難にするやり方に道理はありません。専門職からの警告を正面から受け止めるべきです。

福祉用具貸与の全額自己負担についても約22万人の反対署名が厚労省に届けられました。運動を担う「福祉用具国民会議」は、福祉用具は、高齢者らが「普通の暮らし」を営むための必要不可欠な社会資源と訴え、福祉用具の利用制限につながる改悪を批判しています。167の地方議会でも、福祉用具貸与のサービス縮小と負担増に対し「介護の重度化を招く」「かえって保険給付の増大を招き、介護人材の不足に拍車をかける」などと反対・異論を表明する意見書が可決されています。民意に逆らう改悪の議論は中止すべきです。

また、安倍政権が年末の予算編成などに向け、3割の利用料負担を初めて介護保険に導入する案を示し、国民の不安と怒りが広がっています。3割負担の対象は現役並み所得ですが、さらに広がる危険は否定できません。今でも負担の重さに利用者・家族から悲鳴が上がっているのに、また負担増となれば暮らしは行き詰ります。痛みを強いるやり方は許されません。

介護保険の目的は高齢者の介護を社会全体で支え、自立支援につなげることと同時に、家族の介護負担を軽減し、誰もが安心して生活できる社会をつくることにあります。給付を抑制することは、介護を受けられなくなる人が増加し、「介護難民」を増やしてしまうことになりかねません。また、家族の介護負担を増大させる、こうした内容の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも反するものです。

これから高齢化がいつそう進展して行く中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換は全ての高齢者、国民の願いです。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件の整備こそ求められています。

よって、介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実・改善することを強く要望して、国に意見書を提出することを求め、請願に賛成討論と致します。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから請願第4号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第4号を採択することに賛成の方は、起立願います。

起立少数であります。

従って、請願第4号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の請願の採択を求める請願は、不採択されました。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時19分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第17、請願第5号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の請願を議題とします。

本請願は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(税田 榮君) 請願第5号、国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の請願の審査経過並びに結果について御報告します。平成30年度から新しい体制に移管するが、その運営等が現在不確定、不透明である中で意見の出しようがない、との意見が出されました。

審査の結果、全員反対で不採択です。以上報告を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告は、不採択であります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

請願第5号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の請願について討論を行います。

まず、本請願に賛成者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 請願第5号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の請願への賛成討論を行います。国民健康保険の主な財源は、国、県、及び保険者の負担金と被保険者の保険料から成り立っています。国保の構造的な問題としては、高齢者が多く加入しており、医療費水準が高いこと、加入者の所得水準が低く、保険料負担が重いこと、市町村間での財政力に格差があること、そして、国保財政が赤字である問題などが指摘されてきました。全国知事会は、加入者の低所得化と高すぎる保険料という国保の構造問題を温存したままで、国保の都道府県化は推進できない、わずかばかりの公費の投入でこの問題は解決しないと主張し、1兆円の国庫負担増を要求しました。

こうした自治体関係者と国民からの強い要望を受けて、結局、今の市町村の一般会計繰入総額3500億円とほぼ同水準の公費投入を表明せざるを得なくなりました。

政府は、平成27年度に1700億円の公費を市町村国保の低所得者対策に投入し、平成30年度をめどに毎年3400億円の公費投入を図ることで「保険料負担の軽減や伸び幅の抑制が期待できる」と説明してきました。

しかし、国会審議の中で明らかになったように、内閣府の試算では、現在年間9万1000円である国保の一人当たり保険料が平成37年度には年間11万2000円に引き上がる予測を示しています。たとえ、3400億円の公費投入をしても、国保の財政構造を根本的に変えない限り、さらなる保険料の高騰は避けられないことが明らかになりました。

1984年の国保法改定前は、定率負担と調整交付金を合わせた国庫負担は「総医療費×45%」で、保険給付費に直せば6割以上の水準でした。この国庫負担が医療費の38.5%に引き下げられたのです。このことが全国的な国保税の値上げを引き起こす引き金になりました。各自治体では保険料を抑えるため、一般会計から繰り入れを行ったり、保険税の引き上げに進みました。

公費投入や保険者の都道府県化で国保の制度危機は打開出来ないことが明らかであり、国保改革進めるといふなら、定率国庫負担の引き上げに踏み出すべきだと考えます。

また、全国知事会が要求している1兆円の国庫負担増が実現すれば、国保税は一人当たり3万円、4人家族なら12万円の軽減となります。そして、保険料負担は中小の事業所の従業員が加入している協会健保と同水準になります。

本町における加入者の所得別世帯数を見ると、所得200万円以下が75%を占めており、保険料の納付が困難となっている世帯が増えている状況にあります。

また、本町の国保税の負担状況をモデル試算すると次のようになります。40歳代の夫婦と子ども一人の3人家族で年間所得150万円、固定資産5万円で試算すると、年間の国保税は36万1620円となります。所得比24%、全収入に対する負担率は16%となります。こうした状況は町民が払える保険税の限界に達していることを示しています。「もうこれ以上の国保税の引き上げはやめて」というのが多くの町民の切実な願いではないのでしょうか。

もし、国庫負担を医療費の45%の水準にもどすならば、本町の2015年度国保会計決算に当てはめると、本町への国庫支出金はおよそ9650万円増額することになります。

今、国民健康保険制度の改革に求められていることは、低所得者が多く加入する医療保険でありながら保険料が高すぎるという制度の構造的矛盾を解決することです。

こうしたことから、国民健康保険制度が「社会保障及び国民保健の向上に寄与する(国民健康保険法第1条)」という本来の役割を果たすためには、定率国庫負担の引き上げが必要不可欠となっています。

よって、国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを強く求めるとともに、国に意見書を提出することを求める本請願に賛成するものです。

以上、賛成討論といたします。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから請願第5号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第5号を採択することに賛成の方は、起立願います。

起立少数であります。

従って、請願第5号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の請願の採択を求める請願は、不採択されました。

日程第18、発議第7号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○総務厚生常任委員長(税田 榮君) 意見書案を朗読し、趣旨説明とします。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問

題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年12月12日、宮崎県川南町議会。衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、内閣官房長官 菅 義偉殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿。

○議長(川上 昇君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第7号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しまし

た議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第20、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成28年第6回川南町議会定例会を閉会します。

午前11時34分閉会
